

令和6年度秋田市立御野場中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と対応の基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 対応の基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・ いじめは、人権を侵害する卑怯な行為であり、人として絶対に許されない行為である。
- ・ いじめは、刑事罰が科せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為である。
- ・ いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものである。
- ・ いじめは、被害も加害も両方経験する場合がある。
- ・ いじめは、見ようとしなければ見えない。
- ・ いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決できない。
- ・ いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体に関わる問題である。
- ・ いじめは、家庭、学校、地域が、一体となって取り組むべき問題である。

本校では、このような理解に立ち、生徒と生徒、生徒と教職員、保護者と教職員等の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから生徒に関わること、生徒の心に寄り添い思いを受け止めること、その思いに誠実に対応することを基本姿勢とし、生徒の些細な変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめの解消（※）に向け、いじめられている生徒を全力で守ること、必ず救うことを伝え、いじめを受けた生徒やその保護者の気持ちや訴えを受け止め、解決策を導き出します。また、いじめた生徒には心からの反省を促します。さらに、いじめは加害者と被害者だけの問題ではなく、観衆や傍観者の存在なども問題であることから、学級・学校全体に関わることでであると認識して、生徒たちが安心して学校生活を送ることができるようになるまで指導・支援を行います。

加えて、生徒同士のトラブルが発生した際、いじめかどうかの議論に終始するのではなく、当該生徒の心情を理解しつつ、発達の段階を踏まえ、あるべき行動の仕方や問題行動解決に向けた対処方法などについて具体的に指導するとともに、何気ない言動が他人に与える影響の大きさや相手の立場になって物事を考えることの大切さについて繰り返し指導してまいります。

(3) いじめの解消（※）

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態と考えます。

- ① いじめを受けた生徒等に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月）継続していること。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒等が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（本人及び保護者に面談等で確認する。）

以上の要件を満たし、いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめた生徒については、日常的に保護者との連携を図り、経過を観察します。

さらに、「真にいじめの問題を乗り越えた状態」とは、上記の要件が満たされた上で、双方の当事者や周囲の生徒全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものという考えに立ち、関係者間の緊密な情報交換はもとより、全ての生徒のさらなる成長を促す観点で、いじめの解消に向け、継続的な指導に努めます。

2 いじめの未然防止等対策のための組織の設置

いじめの未然防止等に向けた取組を組織的に行うため、管理職を含めた複数の教職員のほか、外部関係機関等と連携していじめの未然防止等のための組織を設置します。

- ・管理職及び管理職が指定する関係者による「御野場中学校いじめ対策委員会」を組織します。（但し、重大事案に対しては、教育委員会と相談のうえ、第三者を委員会の構成メンバーとする。）
- ・本委員会においては、いじめ基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・日常の取組については、学年主任を中心に、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

3 いじめの未然防止のための取組

いじめの未然防止に向けて、様々な信頼関係の構築と、いじめそのものに対する考え方の指導を大切にします。

生徒一人一人が自分の内面を見つめたり、様々な考えに触れて受け入れたりすることで、自己理解や他者理解を深め、生徒間の信頼関係が構築できるように、道徳や特別活動、各教科の学習、体験活動などの充実を図ります。また、あらゆる手段で生徒理解に努め、適切な生徒理解の元、機能的な生徒指導を行うことで、生徒と教師間の信頼関係の構築を図ります。家庭や地域との情報交換を密にして、ともに生徒の成長を見守る姿勢を大切に、学校と家庭・地域との信頼関係の構築を図ります。

いじめの構造やいじめを法律的な視点からとらえる指導をあらゆる機会に行い、その理解が深めていきます。

(1) 生徒間の信頼関係を構築することができる教育活動の充実

- ・「考え、議論する道徳の授業」の充実を図ることに加え、道徳の授業の学習内容を通信等に掲載したり、学びの足跡を校内に掲示したりすることで、様々な考え方や感じ方に触れる機会を作ります。
- ・生徒が互いを受け入れ、認め合うことができる「学び合い」を中心にした授業づくりに努めます。
- ・協力して目標を達成することをねらいとした、特別活動、体験活動を充実させます。

(2) 生徒指導の機能を基盤とする心の通う生徒指導

- ・社会性の基礎や、自己有用感・自己存在感を醸成する「居場所づくり」、「絆づくり」を推進します。
- ・あらゆる機会を利用して生徒理解の徹底に努め、共感的人間関係を構築します。
- ・生徒が自己決定をする場面を大切にして、主体的な活動ができるように努めます。
- ・目指す生徒像「夢をもち、夢の実現に務める生徒」のもと、全ての生徒を全教職員で見守っていく姿勢を貫き、学校教育目標の実現のために努力します。

(3) いじめについて考える時間の設定

- ・いじめの構造、法律的な位置づけ、被害の結果や加害によって負う責任など、いじめに対する理解を深める指導を、授業や集会、お知らせ等あらゆる機会を使って行い、いじめをなくす基盤づくりに努めます。

4 いじめの早期発見の取組

日ごろから生徒一人一人とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通し、生徒の些細な変化やいじめの兆候を見逃さないように努めます。また、学年部職員を中心に、教科担任、養護教諭、教育相談担当、部活動顧問、生徒指導主事等の連携を深め、素早い情報収集と情報の共有化に努めます。さらに、家庭や地域と連携し、相互理解と協力を進めます。

(1) 学校生活アンケートによる迅速な対応実施

- ・年4回（5月、7月、11月、2月）の学校生活アンケートのほか、必要に応じて、状況を的確に把握するためのアンケートや面談を実施します。結果を分析して、問題の把握と速やかな対応・解決に努めます。

(2) 各種教育相談活動の充実

- ・生徒一人一人と学級担任との「ふれあいノート（マイダイアリー）」の交換を通して、日々の生徒の様子を把握し、適切な助言を行いながら悩みや心配事の解消に努めます。
- ・学級担任が面談を通して生徒の悩みや不安等を聞き取ります。
- ・夏休みの三者面談に加え、後学期に1・2年は二者面談、3年生は三者面談を実施し、保護者と緊密に情報を交換しながら生徒を支援します
- ・学級担任以外に、学年主任、教頭、養護教諭、教育相談担当、生徒指導主事等が生徒や保護者の相談窓口になります。

(3) 相談窓口の周知

- ・スクールカウンセラーとの面談を希望する生徒や保護者に計画的に対応します。
- ・外部の相談機関（広域カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、「いじめ・不登校相談電話」、「すこやか電話」、適応指導教室「すくうる・みらい」、スペース・イオ、子ども人権110番、中央児童相談所、県警・各警察署など）に相談できることも周知します。

(4) 「生徒を語る会」等の実施

- ・年度初めに全教職員による「生徒を語る会」を開催し、生徒理解の徹底を図ります。
- ・週1回の企画運営委員会、月1回の定例職員会議で、生徒の生活・学習についての情報交換を行い、生徒の変化を多角的にとらえ、最善の対応をします。

5 いじめへの組織的対応

学級担任一人が問題を抱え込むことなく、支援チームを結成し、組織的に対応します。

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、他の業務に優先して、かつ、直ちに当該情報を学校いじめ対策委員会に報告し、校長の指導の下、組織的に対応します。

いじめを受けた生徒やいじめを知らせてくれた生徒、及びその保護者に対し、「絶対に守る」ことを約束し、安全を確保する対策を講じます。

具体的な対応にあたっては、いじめを受けた生徒やその保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた生徒に対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた生徒といじめを受けた生徒双方の保護者に、指導内容を含めた適切な情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「御野場中学校いじめ対策委員会」で、対応方針及び役割分担等を決定します。生徒から聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係などから、どの教師がどの生徒に対応するのかなどの役割を分担します。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方から聞き取った内容の整合性を図り、状況を正確に把握します。必要に応じて、周囲の生徒たちから聞き取りを行ったり、アンケートを実施したりします。
- ・いじめを受けた生徒及びその保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた生徒に対しては、その心の深層に寄り添いながら、毅然とした指導を通して心からの反省を促します。また、周りの生徒に対してもいじめを見過ごすことはいじめと同等の許されない態度であることを強く指導します。

(3) スクールカウンセラー、関係機関等との連携、調整

- ・スクールカウンセラーを活用するなどして、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（児童相談所、教育委員会等）と連携を図ります。また、犯罪行為と思われる事案が発生した際は、ためらわずに警察署との連携を図ります。
- ・心的外傷後ストレス障害（PTSD）など、いじめを受けた生徒にいじめによる後遺症の恐れがある場合には、医療機関等との連携により丁寧な対応をします。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの事実を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の生徒の状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた生徒、いじめを受けた生徒双方の保護者と協議しながら、生徒が安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

(5) 重大事態への対処

- ・生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態の発生と判断し、「御野場中学校いじめ対策委員会」を開催するとともに、直ちに事実確認、調査を行います。
- ・速やかに教育委員会に報告し、対処について協議するなど連携を図ります。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域社会との連携

校報やP T Aなどを通して、本校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議しながら生徒を見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1) ホームページ、校報等による情報発信

- ・本校の「いじめ防止基本方針」をホームページ上に掲載し、いじめの未然防止に向けた取組を周知します。
- ・校報等で学校の取組や生徒の活動を紹介したり、アンケート結果を公表したりするとともに、ホームページでも同様に情報を随時発信します。

(2) 学年・学級P T Aにおける説明、協議

- ・P T A総会、学年P T Aにおいて、「いじめ防止基本方針」の概要について説明し、学校の具体的な対応、対処について周知します。
- ・学年・学級P T Aにおいて、生徒の学校生活の状況を説明するとともに、保護者からの情報を踏まえて協議します。

(3) 講話会などの実施

- ・ネットトラブルによるいじめに関する情報モラル教室など、外部からの専門家を招いて講話会などを開催します。

(4) 学校運営協議会委員等、地域の方々との意見交換

- ・学校運営協議会を開催して、地域を支える方々と意見を交換し、御野場教育の推進の方向性を話し合います。

(5) 相談窓口、相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や救済制度を紹介します。

7 PDCAサイクルを踏まえた年間指導計画

P:Plan (計画) D:Do (実践) C:Check (評価) A:Action (改善)

※構成員全体の会議

	1 年	2 年	3 年	委 員 会
4 月	生徒を語る会 (第 1 回) 入学式 交通安全教室	P T A 総会	(P) (D)	いじめ対策委員会
5 月	第 1 回学校生活アンケート 生徒を語る会 (第 2 回) まんたらめ宿泊研修	(D)	・個々の事案への対応 (C)	いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート分析
6 月		(A) 薬物乱用防止教室		いじめ対策委員会
7 月	第 2 回学校生活アンケート	情報モラル教室	・個々の事案への対応 (D)	※いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート分析
8 月	三者面談	三者面談	三者面談	
9 月		御野場中祭 合唱コンクール	(C) (A)	いじめ対策委員会
10 月		アルヴェ体験学習	(D)	いじめ対策委員会
11 月	二者面談 第 3 回学校生活アンケート 新入生体験入学	二者面談	三者面談 ・個々の事案への対応 (C)	いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート分析
12 月		修学旅行	(A)	いじめ対策委員会
1 月			三者面談 (D)	いじめ対策委員会
2 月	第 4 回学校生活アンケート		・個々の事案への対応 (C) (A)	いじめ対策委員会 ・学校生活アンケート分析
3 月	卒 業 式 ・年度内に発生した事案の事後対応のまとめと引き継ぎ			※いじめ対策委員会